

総 行 市 2 4 0 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 1 0 号）及び日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 2 1 年政令第 3 1 0 号）により改正される住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）が、平成 2 2 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく助言として、通知します。

なお、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

第 1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第 2 実施期日

この通知は、平成 2 2 年 1 月 1 日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正案
<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) 様式及び規格</p> <p>ア 住民票(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。)の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項(以下「基本事項」という。)と同条第9号から第11号の2までに規定する事項(以下「個別事項」という。)とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。</p> <p>参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。</p>	<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1 住民票</p> <p>(1) 様式及び規格</p> <p>ア 住民票(法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製される住民票を除く。以下このア及びイにおいて同じ。)の様式は、法定されていないから、市町村において住民の利便を考慮し、簡明かつ平易な様式について創意工夫されたい。なお、住民票は、原則として、個人又は世帯につき一葉とされることが望ましいが、法第7条第1号から第8号まで及び第13号に規定する事項(以下「基本事項」という。)と同条第9号から第11号の2までに規定する事項(以下「個別事項」という。)とをそれぞれ別葉にする等複葉とすることも、それが統合管理されているものである限り、差し支えないものであること。</p> <p>参考までに、基本事項及び個別事項についての様式の例を示せば、おおむね、次のとおりである。</p>

イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条)

ア～セ (略)

ソ 国民年金の被保険者の資格に関する事項 (第11号)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 国民年金手帳の記号及び番号 (令第5条第3号)

国民年金の被保険者が現に所有し、又は新たに交付された
国民年金手帳の記号及び番号を記載する。

タ～ツ (略)

2 住民票の記載等の手続

(1) 届出に基づく処理

ア～エ (略)

オ 転入届の届出書に附記がされた場合

A～C (略)

D 国民年金の被保険者である場合 (令第28条)

(A) 令第28条第1号イに掲げる事項が附記された場合には、国民年金手帳の記号及び番号、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(B) 令第28条第1号ロに掲げる事項が附記された場合には、国民年金手帳の記号及び番号、変更後の国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(C) 令第28条第1号ハに掲げる事項が附記された場合には、国民年金の被保険者となった年月日、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記号及び番号を記載する。

(2) 職権に基づく処理 (令第12条第2項)

ア～オ (略)

カ 国民年金法の規定による届出等に基づく処理 (第4号)

(ア) 国民年金の被保険者となった旨の届出があったとき、その他国民年金の被保険者となった事実を確認したとき。

被保険者となった年月日、被保険者の種別並びに国民年金手帳の記号及び番号を記載する。

イ～エ (略)

(2) 記載事項 (法第7条)

ア～セ (略)

ソ 国民年金の被保険者の資格に関する事項 (第11号)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 基礎年金番号 (令第5条第3号)

国民年金の被保険者が現に所有し、又は新たに交付された基礎年金番号を記載する。

タ～ツ (略)

2 住民票の記載等の手続

(1) 届出に基づく処理

ア～エ (略)

オ 転入届の届出書に附記がされた場合

A～C (略)

D 国民年金の被保険者である場合 (令第28条)

(A) 令第28条第1号イに掲げる事項が附記された場合には、基礎年金番号、国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(B) 令第28条第1号ロに掲げる事項が附記された場合には、基礎年金番号、変更後の国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記載に基づき国民年金の被保険者となった年月日及び国民年金の被保険者の種別の変更の年月日を記載する。

(C) 令第28条第1号ハに掲げる事項が附記された場合には、国民年金の被保険者となった年月日、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号を記載する。

(2) 職権に基づく処理 (令第12条第2項)

ア～オ (略)

カ 国民年金法の規定による届出等に基づく処理 (第4号)

(ア) 国民年金の被保険者となった旨の届出があったとき、その他国民年金の被保険者となった事実を確認したとき。

被保険者となった年月日、被保険者の種別及び基礎年金番号を記載する。

(イ)～(エ) (略)

キ～ケ (略)

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。(次頁)

(イ)～(エ) (略)

キ～ケ (略)

(3)～(5) (略)

3～5 (略)

第3 (略)

第4 届出

1 届出書の様式及び規格

(1)～(3) (略)

(4) 各種の届出ごとに異なった様式を用いることなしに、共通の様式を用いることも適当であろう。

なお、参考までに法の規定による届出についての様式の例を示せば、おおむね次のとおりである。(次頁)

2～4 (略)
第5 (略)
第6 その他
1 通知
ア～ク (略)
ケ 転出証明書情報通知
転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る
次の事項を通知する(令第24条の4、規則第7条)。
(ア)～(キ) (略)
(ク) 国民年金の被保険者の種別並びに国民年金手帳の記号及び番号
(ケ)・(コ) (略)
コ～タ (略)
2～10 (略)
第7 法施行に伴う経過措置

2～4 (略)
第5 (略)
第6 その他
1 通知
ア～ク (略)
ケ 転出証明書情報通知
転出地市町村長は、転入地市町村長に付記転出届をした者に係る
次の事項を通知する(令第24条の4、規則第7条)。
(ア)～(キ) (略)
(ク) 国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
(ケ)・(コ) (略)
コ～タ (略)
2～10 (略)
第7 法施行に伴う経過措置